

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況

実施機関	件数等	請求(申出)人数	請求(申出)件数	処理状況			
				公開	部分公開	不存在	非公開
町長	2	3	1	2	0	0	

※上記以外の実施機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会)については、平成18年度の請求はありませんでした。

個人情報保護制度の運用状況

実施機関	件数等	請求人数	請求件数	処理状況				
				開示	不開示	一部開示	不存在	不服申立
町長	3	3	2	0	1	0	0	

※上記以外の実施機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会)については、平成18年度の請求はありませんでした。

この制度は、町民の皆さまの請求により、行政情報の閲覧や写しの交付を行う制度です。
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間においては、公文書の公開状況を右の表のとおり公表します。

この制度は、町民の皆さまが、本人の個人情報の開示(閲覧や写しの交付)、訂正、利用停止請求を求めることができる制度です。
また、請求された公文書を開示(訂正)しないとき、利用停止などをしないとき

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆さまへ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後強制抑留者、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げられた方「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状等の請求をしなかった方も対象です。

請求期限

平成21年3月31日

請求用紙

福祉課の窓口にて用意してあります。

問合せ先

独立行政法人

平和祈念事業特別基金

TEL 0120-234-933

(月)金、午前9時15分～午後5時15分、土・日休

ホームページアドレス

http://www.taiwa.go.jp

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の皆さまへ

先の大戦において、外地等(事変地の区域又は戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者を除く)に對して、その御苦労に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。
ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちして

は、その理由をお知らせしますが、その決定に不服があるときは、町に不服申立てができます。
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間においては、個人情報の開示請求等の状況は上の表のとおり公表します。

税源移譲によって住民税(町県民税)が変わります

問合せ先 総務課
TEL 820-5601

国の税収を減らし、地方の税収を増やすという税源移譲を行うため、所得税(国税)と住民税(町県民税)の税率が変わります。
これにより、ほとんどの人は、平成19年分から所得税が減り、平成19年度分から住民税が増えますが、両方を合わせた税負担は、この税源移譲では基本的には変わらない仕組みとなっております。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	376,500円	404,500円	781,000円	0円

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

平成19年から、住民税と所得税の年税額は全体としてどのように変わるのか試算してみました。

ただし、収入額の増減や税制改正などにより、実際の負担額は変わりますので、ご注意ください。

徴収指導員を配置しました

熊野町では収納率向上のため納期内納付をお願いしていますが、期日までに納税されている方との公平性を確保するため、督促状や催告書等を送付しても納付されない等、納税にご協力いただけない方に対し、やむを得ず差し押さえ等の滞納処分を行っています。
今年度4月から更なる徴収強化のため、国税等の徴収専門家を徴収指導員として新たに配置し、町税の滞納解消を目指しています。

問合せ先

税務課 TEL 820-5603
住民課 TEL 820-5604



おめでとございます！平成18年度熊野町社会福祉協議会会長表彰

社会福祉協議会の役員、ヘルパー、ボランティア等として10年以上活動され、熊野町の社会福祉の発展に貢献された方の表彰式が、3月20日(火)に役場で行われました。

受賞者(敬称略)

竹之内政則、面迫貢、中富ヒロ子、村上廣夫、濱寄瑞恵、唐島恵子、山野千佳子



↑受賞された皆さん

くわしい年金知識

年金を受けている方へ

誕生日がきたときは現況届の提出を

老齢・遺族・障害などの公的年金を受けている方は継続して年金を受ける権利があることを確認するために、毎年、誕生日の末日までに、現況届を社会保険庁に提出することになっています。(ただし、20歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金などを受けている方は、7月末日となっています。)

この現況届は、誕生日の初旬に送付されますので、必要事項を記入し、その月の末日までに必ず返送してください。

ただし、年金が裁定されてから1年経っていない方や、年金の全額が支給停止されている方、社会保険庁において、住民票コードの確認ができていない方は、現況届の提出は必要ありません。

なお、現況届を紛失されたり、お手元に届かないときは、ご相談ください。

問合せ先

広島南社会保険事務所 TEL253-7710
住民課 保険年金グループ TEL820-5604